

## (序) 2016年前書き

今回の文書は、2011年2月8日と9日に送付した、『恐るべき労基法違反・2010年版』(長い文書)の概略に当たる箇所と関連文書である。

(序) : 2016年前書き  
(Ⅰ) : 救済依頼と同封文書  
(Ⅱ) : 救済依頼 (呼びかけ文)  
(Ⅲ) : 付録 (同文書送付に当たって仲介していただいた、新免前市議会議員宛手紙の一部)

### (一) 呼びかけ文と『恐るべき労基法違反・2010年版』送付先。

- I・民主党 : ①総理大臣菅直人・同夫人伸子、②岡田幹事長
- II・自民党 : ④谷垣総裁、⑤石原幹事長。
- III・公明党 : ⑥山口代表。
- IV・共産党 : ⑦志位委員長、⑧市田書記局長。
- V・みんなの党 : ⑨渡辺代表。
- VI・社民党 : ⑩福島瑞穂。
- VII・政府関係 : ⑪厚生労働大臣、⑫雇用能力開発局長
- IX・関係者 : ⑬新免議員、⑭神田高弁護士、⑮後藤峯雄先生、⑯我が家親戚関係一名。
- X・マスコミ関係 : ⑰読売新聞・渡辺氏宛、⑱朝日新聞代表者、⑲毎日新聞代表者、⑳山陽新聞。

※この内、⑤⑧、⑰～⑳は書留でなく、通常郵便で送付したと思うが、厳密には不明である。ただし、⑰～⑳はワープロでの住所宛先が保存されている以上、送付しているとなる。⑤、⑧も送付したはずであるが、現時点では調査中である。なお、別に田原総一郎氏宛などへのメモもあり、田原氏を含めて、他の人物にもだしているかどうかは調査中である。

### (二) 今回配布するに当たっての注意事項

1・今回は、インターネット経由で PDF 版を配布する上で、人名の一部や住所などの一部を略号に変えている。政府機関などへの送付時は、関連機関が調査できるように、全て原則実名で記述していた。しかし、今回は不特定多数の人への配布のため、重要な職に就(つ)いていない人などは略号に置き換えている。

2・誤字脱字類の修正→原則として、よほどひどくない場合は修正・訂正はしていない。当時送付した内容そのものを公開するのが目的だからである。

3・今回の一連の文書は作品ではなく、「救済依頼文書」に該当する。

4・上記のため、誤字・脱字、文の乱れなどの本格修正をしていないことなどから、今回は当面は無料配布を予定している。(後には不明)。

5・肩書きは2011年当時のものである。

6・『恐るべき労基法違反・1999年版』の(小渕恵三首相等への)呼びかけ文は拙著『閉じた窓にも日は昇る・下』に、『同上・2004年版』の(小泉純一郎首相等への)呼びかけ文は拙著『親方日の丸・第一部』に収録している。いずれも、Kindleで発売中、2015年からはKoboでも発売予定でいる。価格は当面はすべて百円である。

7・こうした文書を全政党に送付している以上、またHPや重要文書で「党派中立・宗派中立」と記している以上、**一種の公約となっている以上、党派中立・宗派中立を貫く努力をしている。**ただし、選挙で誰にされるかは、党派中立・宗派中立とは無関係である。また親友類の人間としてのつきあいも無関係である。

8・配布に当たって、『恐るべき労基法違反』は、**該当機関、政府関係機関、全主要政党、弁護士などの司法関係者、マスコミに既に送付している。**しかし、**公開してはならないとか、文書に問題があるなどのクレームがついていないため、公開に当たって問題はないと考えている。**

## (I) 救済依頼と同封文書目録

2011年2月7日

様

浜田隆政

### 救済依頼と同封文書

拝啓

旧労働省所管、「雇用・能力開発機構」運営のポリテクカレッジ岡山(以下、岡短と略す：現・中国職業能力開発大学校)にて、労基法違反・不法行為などにより、20年以上に亘る大病を患い、またそれが原因で辞職を余儀なくされた者です。

更に、岡短において、人生を台無しにするに等しい、計画的詐欺の大被害に遭った可能性が高く、最低でも結果としての詐欺被害には確実に遭っています。また、その被害の内、刑事犯罪被害疑惑のある部分があります。

そこで下記同封文書を送付させていただき、これらの調査と、私への被害補償・賠償(労基法違反部分、私財没収部分、専任詐欺被害部分、幾つかの詐欺が事実の場合の被害賠償、同校起因の病気に関する賠償等々)と、同校による犯罪疑惑の調査を依頼するものです。

なお、これらに関する資料として、以下の文書を同封しております。

敬具

### 同封文書一覧

- 1 呼び掛け文(概要に該当)
- 2 救済依頼文・「恐るべき労基法違反2010年版」
- 3 『親方日の丸』(上記に関する理論分析書)

同上の文書・書類に目を通していただきますよう、お願い申し上げます。

以上

## (Ⅱ)救済依頼(呼び掛け文)

2011年2月7日

菅直人総理大臣・伸子 様

岡山職業能力開発短期大学校元非常勤講師  
浜田隆政

### ◎[呼び掛け文]労働省所管団体の労基法違反による10年に亘る健康被害への救済願い

私は、雇用促進事業団（現独立行政法人雇用・能力開発機構運営）、労働省（現厚生労働省）所管の岡山職業能力開発短期大学校（別名ポリテク・カレッジ岡山：現中国職業能力開発大学校：以下岡短と記す）に専任を条件に招聘されたものの、15年間非常勤講師の待遇に据え置かれ、その間に、同短期大学校の労基法違反及び不法行為に起因する病気のため1998年1月に同校を辞職した者です。

（推定被害額→労基法違反分約二百万円、専任詐欺関連被害六百万以上、医療費三百万円以上、その他の被害金額も膨大。他にも専任確約で棒に振った仕事多数等々……。詳細本文参照。）

岡短及び雇用促進事業団（以下、事業団と略す）と損害賠償交渉を1998年に行ったものの、不当交渉のため、交渉すら困難な状態となっております。

そこで、主要政党及びマスコミへこの文書を送付する事により、世間にこの学校で起こった事の実態を知っていただき、厚生労働省及び雇用・能力開発機構（以下「機構」と略す）と同校に世間が注視する中で、日本の国家秩序維持のために、誠意ある紳士の交渉を行わせるべくこの文書を作成し、関係機関・政府機関・主要政党・一部マスコミ（朝日新聞・読売新聞等々主要新聞）に今回の文書を送付させていただいた次第です。

明白に言えば、労働省による労基法違反に該当する上に大被害を被った事、そしてその本質は学校崩壊及び国家の財政的視点からも大問題となっている事も併せて知っていただきたいと思えます。

尚、私の私財（岡短（現・中国能開大）図書館に一部私財該当をおかれている他多数）・岡短による私の損失額・労基法違反被害額は岡短（現・能開大）及び「機構」の負債に該当し、「機構」及び能開大中国を引き継ぐ団体は、プラスの財産のみでなくマイナスの財産を引き継ぐことも、併せてこの文書で通告しておきます。

### 《◇—1・私の身元について》（この文書は怪文書ではないことの証明）。

私は1952年に岡山県にて生まれ、1975年関学法学部を卒業し、1980年早大大学院政治学研究科を修了し、駿台予備学校講師等（主として政経担当）も経験し、1983年から岡山職業訓練短期大学校（後の岡山職業能力開発短期大学校、現中国職業能力開発大学校）に専任前提で招聘されたものの、15年間非常勤講師で事実上監禁され、逆に自己資産を貢がされ、（主治医の言葉を借りれば）同校起因の病気により、1998年1月23日退職するに至った者です。尚、以下の人名よりこの文書が怪文書の類でない事は即座に判断頂けると思えます。

[交渉での立会人] 美作市議会議員・新免昌和氏。(現在は市議を引退)

[1998年相談した弁護士] 東京法律事務所神田高弁護士(現在は三鷹法律事務所弁護士)

[相談した人物] 後藤峯雄関西学院大学元教授(法学部: 恩師) など多数。

[薄い線のある人物] →太字は薄い線ではなく一定期間研究などを共にした知人。

- ①関学関連→**指導教授・後藤峯雄先生**、**浅野副学長**(2年ほどサークルを一緒にした知人)、ゼミ同級生→**K君**(関大教授)、その他先輩・後輩で中京大学教授等多数。
- ②早大大学院関連→**指導教授・故内田満先生**(元自民党顧問、選挙制度審議会委員など歴任)。大学院時代の知人→研究会で数年一緒した**水島朝穂早大法学部教授**、A名大教授等多数、ゼミ後輩→**Y・早大政経学部教授**、ゼミ同級生→**I 早大社会科学部教授**。また直接会話はしていないが、大学院時代には妻尚中(カンサンジュン)(東大教授)などがおられた。  
※2016年6月追記: ①、②の人名の大半は2016年時点で略号に変更。

- ③民主党関連→大学院時代に市川房枝氏にインタビューに行った頃、菅直人氏が選挙参謀をされていたと思う。
- ④自民党関連→**恩師・内田満先生**(元自民党顧問、後に民主党顧問に移動されたという噂も聞く)から「修士論文作成時に、自民党議員ならば、誰でも私の名前を出せば喜んで質問に応じてくれる」と言われていた。小淵元総理(早大大学院政治学研究科修了)等とはまず知人のはずである。参考までに記述すれば小池百合子氏は私と関学一年時の同期生でもある(面識はないが、学内で出会った可能性はある)
- ⑤公明党関連→親戚で近所の**HM氏**(元美作町議会議員・田舎かつ元職のため万一の迷惑を考えイニシャルとした。)
- ⑥みんなの党関連→現在不明
- ⑦日本共産党関連→**岡映氏**(いきつけの食堂で店主から紹介され、高校教師時代に生徒指導問題などで相談をしていた人物)、**新免昌和**(美作市議会議員・立会人依頼)、**平野貞夫元芦屋市議会議員**(大学の後輩・友人)
- ⑧社民党関連→土井たか子氏(関学大元講師、私の先輩などが履修。また土井たか子の恩師・田端忍氏を親友諸君が関学の講演会に招待した事もあるし、私も同志社大学大学院合格時に田端氏の下で学ぼうか、早大に進もうか迷ったこともある。)

[参考] →早大法で活躍中の水島朝穂早大教授は、私の早大大学院時代の知人であり、また早大政経学部看板であった故・内田満元教授は私の早大大学院時代の指導教授です。ただし御迷惑を恐れ、両者ともに一切相談していません。また同様の理由で、相談したのは後藤先生・新免議員・神田弁護士のみです。ともかく、上記から私が決して怪しい者ではないし、この文書が怪文書類でないことも直感でお分かりいただけたらと思います。

私は完全党派中立を宣言し、三〇年くらいどの政党・組織にも所属せず、将来も私の哲学上党派中立を貫くと公に宣言しております。ただし、現在、交渉の代理及び立会人をお願いしております新免議員は偶々(たまたま)日本共産党所属の方です。私は共産党新免氏ではなく、知人・新免美作市議会議員に立会人をお願いしたのであり、共産党云々(うんぬん)は無関係です。新免議員とは大昔に地域のバレーボールのつどいを通じて知り合いになり、人物が非常に誠実であることから、今回立会人などをお願いしただけです。

はっきりさせておきたいことは、新免議員の所属する政党(共産党)に救済依頼をしているのではなく、最後に記したように主要政党全部に救済依頼しております。更に、良識ある一国民(私)が労働省所管、「機構」(私の在職中は理事長は全て労働省事務次官の天下り)での大被害であるため、国会議員、主要政党には取り組みをする義務があります。第一、岡短などは主要な点は全て国会の議決を通さねば動けない学校です。

こういう理由で、どの政党に所属されている方でも、共産党議員新免氏ではなく、立会人新免氏に、大義の視点から不信点は問い合わせいただきたく存じます。厚生労働大臣が民主党員だから、他政党の議員などは厚生労働大臣に一切問合せはしないという馬鹿なことはされていないはず。私の場合も同様です。

私の方も、精神が安定している時期ならば、私自身が東京等にお伺いさせていただくことも検討いたします。病気及び妨害、それに金欠が原因で、私が直に動けないのみです。また、簡単に動ける状況ならば、岡短・「機構」との交渉決裂後は一番紳士的な訴訟という道を選んでおります。

必要事項は立会人に遠慮なく問い合わせください。新免議員の了承も取っております。

## 《◇—2・はじめに》

私は、岡短の不法行為に起因する自律神経失調症・十二指腸潰瘍の悪化のために、1989年から現在迄に3度大吐血5度入院している。1993年の大吐血に至っては24時間連続であり、絞首刑のような窒息状態の下で、切腹時の介錯を願う苦痛であり、入院したH病院が匙（さじ）を投げ救急車を要請され、より大きな病院（T病院）に移送された。万一、1兆円やるので、もう一度吐血をするかと言われても、答えは完全にノーである。そしてそれらが以下述べる如く、慢性的労基法違反・不法行為と密接に結びついていた。

更に1995年の労基法2条2項〔労働契約遵守〕違反と、その撤回を求める激論を契機に、頭が麻痺してゆき、交通事故死の危険が6度あり、1度は本当に交通事故に遭遇する。車運転中に記憶喪失や頭が白紙になることが何度もあったということである。1996年6月7日には車運転中に異常興奮が起こり、まず正面衝突して死んだと思ったのが、何かのはずみでか正面衝突しなかったという事例もある。これらが、労基法違反・不法行為と密接に結びついていた。

なお、私の健康状態の全貌と被害の度合いを知るには、本文最後に収録した附属資料集・資料—1の私の写真で推移を見るのみでも一目瞭然であり、まずこの写真から見ていただきたい。

病名は十二指腸潰瘍、自律神経失調症、(岡短起因)心身症までは医師の診断があるが、私は現在(2010年時点)では、本文に記した如く、1989年度に岡短労基法違反被害症候群(P T S D)を患ったと分析している。

※(2016年6月21日追記)今回病院名は実名から略号に置き換えた。また、本文最後の附属資料集・資料—1の中で写真部分は今回は割愛している。

## 《◇—3・岡短で受けた被害の一例》

詳細に労基法違反を挙げたならばきりががないため、以下少しのみ記す。創設時から15年連続労基法15条違反・所得税法266条等違反(交通費不明、何日締めか不明、月極賃金等支給明細書なし、毎月の源泉徴収額不明、年によれば時給不明等)、更には採点料などの取扱い違反(労基法2条労働契約違反とも24条違反の賃金不払いとも言えるケース)が幾つもある。

1989年7月1日賃金不払い、1990～94年にかけて試験監督を巡り、数回の事実上の労基法24条違反(賃金不払い)と15条違反、1992年と95年労基法2条2項違反(92年度に労働契約上得られると推定された年収80万円台を一方的に、年収40万円台に変更された(40万×3年=120万円以上損失))。

さらに、同様のケースで、1995年契約違反を受け抗議し、事実上喧嘩「怒鳴り合い」等)、1997年4月28日の事実上の賃金の一部不払い、1997年5月労基法24条賃金支払遅延、1997年テキスト作成代金未払・賃金不払いの件、その他は本文2章と3章を参考にさせていただきたい。労基法違反被害額は全体で推計は約200万円以上と推定している。

不法行為も、1989年3月首脅しの下で単位認定権剥奪を始め、職員の学則違反(学則上の手続を踏まぬ形での一方的な)追試強要(追試試験作成料該当賃金も一切無し)、1995年校

内自動車暴走殺人未遂学生放置事件、97年11月私への無法行為及び軽いとはいえ、暴力行為に及んだ学生の擁護（外部の偽学生の疑いもあるため、身元確認も要求したが、職員が庇い無視され、岡短外部の人間か同校の学生かの返答すら98年12月交渉でも回答を拒否される）、また職員の実ミスで1996年度の税金還付2万円を損する危険があったこと等、その他書けばきりがない。不法行為による被害額は数十万円以上と推定される。

更に、専任確約で招聘され、他の職場（岡中・高校専任、駿台専任の道……）を断ったり、短大用のアパートを借りたり等の被害（約600万円）とともに、専任確約撤回までの間の、特に1988～97年間は年収約40万円台（数年のみ、その2倍程度）で35歳～45歳を過ごす羽目となる（2004年現在は完全無収入）。

専任確約撤回迄には15年の歳月を要していた。専任確約被害額は600万円以上であるが、別に職員の実ミスの尻ぬぐいを自腹でさせられた額などが数十万円ある。また、専任確約のため、棒に振った仕事は本文に記した如く山ほどある。

こうした中で、首脅しの下での単位認定権剥奪（不法行為）と労基法違反の下で、羽交い締めされ、（学校の学生過保護及び無責任体質により生み出された）授業破壊学生問題等から、1990年～93年は商売道具の頭が機能せず、丸4年間1400日余りに亘り、文献が一冊も読めぬばかりか、知力・気力、腕力の突如の喪失、記憶力も減退するという奇妙な病気に陥った（激しい鬱病のような症状）。

更には1992年3月労基法2条2項違反による、当時の年収半額に匹敵する40万円余りの被害を契機に腹痛の再開、1993年1月には20日入院、引き続き93年10月には恰（あつか）もナチの拷問の如く、24時間に亘（わた）る大吐血というよりも窒息状態を経験する（内視鏡検査で1・5センチの潰瘍確認、血圧の上が70、H病院医師が救急車を要請され他病院に移送され60日余りの入院）。2010年迄の入院・通院費合計は300万円以上。

これらの症状は1994年に一時快復するが、1995年3月6日の労基法2条2項違反（簡単に言えば年収約90万円の契約を半額の45万円に、理由も告げずに突如一方的に変更してきた労働契約違反）を巡る激論により、再度精神の病に陥った（1989年に陥っていたPTSDか最低でも心身症が一気に再発したと推定される）。この直後から頭が麻痺し、精神は疲弊し、車運転中にも記憶喪失状態になるなど正面衝突死の危険にも六度遭遇した。

そればかりか、自己意思急変現象、自己意思分裂現象、無用文書書き抑制不可能現象（自分宛に自分でも読めない文字で、自分で書きたくないと抗議しながら、この数年で何千頁も記したという現象）などの状態に陥った。

主治医（A医師）は岡短起因の心身症を中心とする自律神経失調症及び十二指腸潰瘍……の複合病であると診断されている。そして主治医のアドバイスで1998年1月にこの短大を辞職した。従来頑強さを誇っていた私が、常識では考えられぬ労基法違反被害により、上記症状となり、働き盛りの35才（1988年）～45才（1998年）の短大辞職まで入院の繰り返しの羽目となる（2010年現在も定期的通院中）。そして、通常営めた家族生活を犠牲にし、伴侶なども得ることなく、それどころか90歳を超す母親の年金に寄生して生きることを余儀なくされている。

※（2016年6月追記）母は2012年死亡。

この岡短は特殊法人事業団（現「機構」）運営で労働省（現厚生労働省）所管の学校であり、また教育機関という側面も持っているのにである。これが、もし無視されるならば、日本の社会は終わりである。労基法違反で、こうしたもの凄いの病気と損失を受けたことも異常なら、それが労働省のお膝元ということで異常というより、日本の労働行政問題からして超大事件であり、更にそれが教育機関となると、私の受けた危害・拷問類は日本の労働史上特筆されるべき内容である。

本文に記したように、1998年末に不当交渉を受け、本来ならば即訴訟などで決着をつけるべきであるが、12年に亘り年収約40万円台で生活してきた人間（退職後はほぼ無収入）には、①今日の日本では損害賠償訴訟ができない仕組み（弁護士費用、訴訟費用の問題、次にそれへの

貸与などの制度が不十分な問題など)と、②私の健康状態の問題から、短大の件に触れかけるや、一気に精神が乱れ、無意味な意味不明の文書書き抑制不可能現象その他の精神の乱れを再発したことなどから大きな支障を来している。

関係機関に送付した救済文書(『恐るべき労基法違反』)ですら1999年春、次に7月末に記し始めるや、即精神が乱れかけ何度も断念した始末である。2004年に書き直したときにも(『恐るべき労基法違反・2004年版』ですら)、書き始めると過去を思い出し、文書が暴走し、まともに書けず参ってしまった。2010年の今回は昔よりは精神の乱れが多少収まっているようではあるが、やはり乱れが起こっている。2008年までは、岡短関係を記すと、精神の乱れはこんな比ではなく激しかった。

そこでこの文書を記すことにより、「機構」及び岡短(現中国能開大)の誠意を問うと同時に、主要政党、労働団体、マスコミなどに救済と、厚生労働省及び「機構」・岡短(現中国能開大)への厳しい勧告等を願うものである。ちなみに、岡短の所管者・労働省・厚生労働省には(返信用封筒及び返信用切手同封で)二度手紙を出し、更に1999年と2000年、2004年に救済文書を送付したが返事は一切ない。今回で七度目となる。

**なお私の提案は、A(私の受けた被害全体額)×B(短大との因果率)×C(短大の責任率)=D(賠償額)とし、Aは私の恩師や短大側の顧問他の常識人が決定し、Bは良心的な医師達が決定し、Cは法及びその種の専門家が決定し……で私自身は今回同封の文書以外にも万一必要な資料があれば、本文第4章第一節に記した原則の下で公開し、金額については主観が入るため、完全にノータッチとするという提案である。**

#### 《◇—4・詐欺疑惑の調査依頼(2010年追記箇所)》

なお、2010年時点で、岡短を振り返ると、労基法違反・不法行為の連続というよりも、詐欺——少なくとも結果としては完全な詐欺——となっていた。依(よ)って、計画的な詐欺かどうかの調査をしていただき、詐欺とみなされる場合には即座に刑事告発をしていただきたい(時効は本文に記しているが如く、バトンタッチ型の場合には、刑事ですら時効となっていないはずである)。厚生労働省に関する機関のため、国会議員などは刑事告発をする義務もある。

因(ちな)みに、1983年当時31歳の私が、こんな労働条件の悪い学校に行くはずがない。当時は駿台・岡山の予備校・中高一貫性進学校……と幾つもの専任の口があったのだから。1987年頃の私の労働力商品の価格は、駿台などでは夏期・冬期講習時は50分約1万5千円(一日6時間教えれば、手当もいれると一日のみで約十数万円となり、テキスト作成費などは別にでる。ホテル代なども別に出る……)であり、乗り物は新幹線グリーン車等々であった。居住地もどこに住んでも良いという条件を提示されていた。岡短に招聘されたときの時給は2200円であり、しかも百キロ未満は交通費無しであった。依(よ)って、岡短の実質年収は十数万円になるかどうかであり、教材費のみを引いても完全赤字であった。

専任で来てくれと言われたため、行ったのである。非常勤講師ならば、岡短に百パーセント行っていない。非常勤講師ならば、岡短以上の待遇の口は岡山の予備校、高校などで山ほどあったのだから。当時、義理でやむなく出講していた岡山の予備校ですら、賃金は岡短の約3倍である。非常勤講師のため辞めた高等学校ですら、時給は安くても、(夏・冬・春休み、祝日など休みが全額賃金が出る上に、6箇月のボーナスがあったため)年間単位での時給では岡短の約2倍である。だが、多忙のため非常勤講師の仕事は整理していた。

そのときに、「専任」条件に岡短から招聘された。S先生から話だけでも聞きに行ってくれと頼まれ、多忙なれど社会見学と考えていくと、次年度から専任で即来てくれと言われる。まず、ここで(全体の流れからみると計画的)詐欺に引っ掛かったとしか思えない。手口は詐欺の一般法則と同一であった。

招聘時の会談の結果、翌年から、地元岡山にある岡短で専任（完全就職）と考え始めていると、暫（しばらく）く待ってくれと連絡があった。では、バイトとして他の仕事（駿台）などに勤務せざるをえない。バイトと言えども岡短の専任よりは高級であった。駿台があるときや、岡山中学・高校などから専任の口があるときは、岡短は「必ず専任になれる」、更に具体的な専任の待遇（賃金は安くとも社宅該当の寮があるとか、専任採用試験は形式で君の場合は受けさえすれば即専任とか……）解説や引き留めをする。

だが駿台を辞職し、事実上岡短一本化し、私が（岡短起因の）大病続きで他の職場で使い物にならなくなると、今度は言うことが違ってくる。岡短での専任は少し難しくなったかもしれない、と一課長から初めて臭わされる。ただし、三年置きに交代する一課長の単なる感想と前置きをして。そして、私が岡短では専任に関する権限を持つ人物との会談を要望すると拒否された。こうして、返答は玉虫色のまま残される。おまけに、この後同課長の労基法違反が何度かあり、これ以降は権限を持つ人への問合せ依頼をできなくされた。

そして、私の貯金が1995年初頭（父死亡による渡された金を含み）200万円あったのが、1997年に3万円になるや、本文第3章の如く岡短から私を放逐する動きが出てきた。課長の労基法に絡むセクハラ的態度、賃金支払遅延、テキスト作成代金未払い、学校長への課長問題を含む直訴を試みてアポイントメントを取っていてもドタキャンされ、代わりに問題の課長自身が登場、体当たり「偽？」学生登場……と。

なお、この専任確約のため、過去には嫌な仕事はほとんど私に割り当てられた。例えば、1988年度は週1回出勤で、出勤日は今週月曜、次週土曜、次はまた月曜、その次は土曜……と。1989年度は今週土曜、次は木曜、次は土曜……など、誰でも嫌がる日程はすべて私の担当となった。

他にも（交通費・宿代を自腹で購入した）ビデオ没収被害、授業使用のマグネット等消耗品購入代金の押し付け、短大使用の英字幕を出す器機の購入代金押し付け、……である。その他膨大な貢ぎ労働を強いられる。私の生活費・教材の元手は岡短ではなく、両親・親戚関係であり、その金が岡短に貢がれていた。

専任確約の結果としての詐欺ではなく、以下のことを考えると計画的詐欺の疑惑もある。労基法違反・不法行為をやる人物がバトンタッチ型で交代したことである。無茶をやる主役が交代した時期は他の人間はお役目終了で大人しくなり、最後は一定期間に亘り、私の機嫌をとってから去る。このワンパターンが貫かれていた。よって労基法違反・ミスをし、私に尻ぬぐいを押しつけた人達も、危害を加える人物として別の人が登場するや、徐々に私の機嫌をとり、若しくは怒りをなだめる形に豹変した。その後で私と袂（たもと）を分かち。少なくとも過去の私の怒りを収める形に豹変する。

ここから出てくる結論は、信じ難（がた）いが、計画的に私に危害を加えたということである。即ち、計画的詐欺被害——どんなに控えめに見ても、結果としての詐欺——であると同時に、強制・貢ぎ労働させられたことは事実である。逸失利益賠償の前に、まず私の貢がさせられた金や不法行為部分の金銭被害（泥棒が盗んだ金と同一）を即座に返還を求める。

同時に、裏金作りと予算の無理矢理の消化に利用された疑惑もある。例えば、交通費問題、賃金等月極明細書なし問題は——詐欺とは別に——岡短・「機構」の裏金作りに利用されていた疑惑も強い。例えば週1回授業ならば、一日の賃金4400円であるが、百キロ未満交通費なしのため、片道95キロの人ならば交通費と外食代を引けば赤字となる。明白に労基法1条違反である。これは、通常は常識では考えられず、交通費を支払ったとして裏金作りに利用したのではないかと最近疑っている。（私の場合には、講義料が1983年当時時給2200円であったが、祝日・夏冬春休み補償やボーナスは一切なしで、往復約百キロのときは交通費はゼロ円であった。）

常識的には交通費は支給するとなっているとしか思えない。そこで監査等では交通費を非常勤講師に支払ったとし、他方では私などには労働契約で支払わないと明言して支払わずに裏金づくりに利用していれば、月極賃金等明細書は発行できないであろう。だから、賃金等支払明細書は故意に発行しなかったのではなかろうか。労働省所管の学校で、運営権者・「雇用促進事業団」理事長は労働省事務次官天下りで、15年に亘り月極賃金等支払明細書を渡さないことがありうるのだろうか。当然、所得税法266条等にも違反している。なお、岡短・雇用促進事業団との



交渉の際、この件を尋ねると月極賃金明細書は作成していたが、渡すのを忘れたそうである。15年以上に亘り、全非常勤講師に。不自然すぎる。

裏金作りに利用されたと最近疑っている理由は、先の論理のみではなく、労働局・社保庁などの裏金作りの記事を余りに多く目にしたからである。同時に「謝金」という名で、余った予算を消化したのは、この目で見た事実だからでもある。

初年度は予算がかなり余ったと思われ、「先生、どこでも良いので出席簿に印鑑をおしてください」と言われたことがある。何のことか意味不明であったが、言われたままに、何曜日か無関係にS先生や私は適当に印鑑を押したことがある。すると賃金が増えていた。ではプリント印刷などか。だが、翌年度や後には言われない。それどころか岡短のミスを補うため出講してすら、賃金はでていない。いずれも監査にはかかっていない。{本文第2章第二節【参考—6】等参照。}これは内部告発でもある。予算の溝捨て行為、裏金づくり、それらに私を利用した疑惑、これらの調査も要求する。

※（2016年6月追記）S先生は、今まで、実名で記していたが、今回から略号とした。

### 《◇—5・労働省系大学の実態》→私の被害と根が同一のため大学の実態を記す。

《◇—5》の記述理由は、これにより、私の被害が明確になるからである。

詳細は以前送付した『特殊法人への疑問と教育聖域論への問題提起—ポリテクカレッジ岡山の事例』（以下『岡短の事例』と略す）、今回一部の送付箇所には同封送付している拙著『親方日の丸』参照。

なお、以下の文章は1999年、2004年に記したため、統計値は少し古いが本質は同じため掲載する。

現在（1999年現在）、日本には、大学が604校（国公立160校）、短期大学が588校（国公立85校）、高等専門学校59校、専修学校が3573校（国公立364校）ある。

しかも、少子化時代、大学冬の時代の中で、労働省傘下の雇用促進事業団が文部省系及び一般私大と競合しながら、どんどん“雇用”、“教育”という名の隠れ蓑（みの）の下に増殖を続けている。

私が辞職した1998年1月頃は、この系列の短期大学校が全国に26と4年制大学校が1つあった（\*注1）。この数は、当時、4年制公立大学が全国に40くらいしかないと考えると大きな数である。しかも、この2学年合計約200名にすぎない岡短では、寮は寮生82名で完全個室、各室電話付き・冷暖房完備で寮費月額25000円、授業料は年25万9千円で、入学金は無料、奨学金は自宅外通学者年54万7200円（「ポリテクカレッジ岡山学校案内1998年版」）で完全にお釣りがきて、7万平方メートルを超える敷地に近代的な建物11と綺麗な寮1棟の約12以上建物を持ち、極論すれば学生1人約1教室かという信じられない状況にあった。

1995年には、この系列の4年生大学校を除いても、26短期大学校グループがあり、当時のパンフから短大グループの合計を概算すると一学年約3130人で、二学年合計で約6260人の定員となる。これは、岡山大学一校の半分以下の学生数であり、早稲田の10分の1強でしかない。今、便宜上ポリテクカレッジ岡山×26校で計算すれば敷地182万平方メートル、建物312となり、これを早大の学生比で例えれば、早大がキャンパスのみで1800万平方メートルあり、大きな建物が3120あり、校長だけで260名と副校長が260名もいることとなる。そして学生の待遇は上記の如くである。

しかし、少人数教育を誇った、1クラス20名前後の授業ですら、学生は授業中に煙草タイムで外をぶらぶら、また授業開始するや2分で寝る学生、授業を平気でエスケープし、嘗（かつ）て見たある合併クラスの授業では50人の受講生のうち46名が出席を取った直後に、平然とエ

スケープし、またレポート試験中に漫画を横になり読み、本館の人が多く出入りする入口直前を暴走し、誰かが飛び出せば即死となる殺人未遂学生がでる始末である。

その本質は、私への労基法違反の大被害と同一の根（\*注2）である親方日の丸主義体質に根ざしている。この実態（外から観察される現象そのものをさす）と実体（現象の背後にある本質をさす）を詳細に『岡短の事例』『親方日の丸』に記している。

（\*注1）関連箇所を『岡短の事例・2004年版』から抜粋する。

「……雇用・能力開発機構グループの学校群は、同機関のHPを2004年4月時点……職業能力開発総合大学校が1所、職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）が10所、職業能力開発短期大学校が1所と記述され以前よりも減っているように見える。しかし、実際は以下の如く全く減少してはいない。

結論から記せば、実質的な㉔学校数は職業能力開発総合大学校が2校（相模原市と小平市）、㉕職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）が10校、㉖左に附属という形で事実上独立した職業能力開発短期大学校が14校、㉗別に港湾職業能力開発短期大学校横浜校と神戸校の2校があり、合計では28校である。

しかし……この二階建て方式短期大学校部門を考慮すると、短期大学校は㉕と㉗を加算し事実上26校存在しており、学校合計は38校となる。……平成15年時点で旧文部省系の国立短期大学が13校に対して労働省系の短期大学校が26校あるにも拘（かか）わらず、国会議員や政府が無関心でいることは不思議以外の何物でもない。

……ところで、万一、労働省系大学校の経営が成功したとしよう。その学校周辺の弱小大学、短大、専門学校は雇用保険料を支払い、その金が雇用促進事業団（現雇用・能力開発機構）に流れ、それが「機構」の大学校の運営資金となり、周辺の弱小学校の経営を圧迫するという矛盾がある。

弱小学校にすれば、学生数10人でも、20人でも如何（いか）に確保するか懸命である。なおポリテクカレッジ岡山（現中国職業能力開発大学校）の周辺の某大学（岡山市庭瀬）は1学年定数80人であり、ポリテクカレッジ岡山は97年度は定数100人の所を推薦を利用して水増しして150人をかき集めていた。弱小私大や専門学校にすれば自分の学校を潰すために雇用保険料を支払っているという矛盾を内包している。よって、旧労働省系大学校は成功しても・失敗しても良くなく、論理上も存在してはならない。」

（\*注2）『岡短の事例』に記述した如く、「……を1999年末から2000年4月にかけて、本文とともに主要政党や政府機関及びマスコミの一部に送付したにも拘わらず、丁寧に読んでいただけなかったのだろうか。もし丁寧に読んでいただければ、その後の「機構」に関連する不祥事の幾つかは未然に防げたと思われる。……2003年から2004年5月にかけてだけでも、①……2000年度までに約4500億円をかけて2070か所を整備し、そのうち……1507の施設の設計には約1750億円かけていたが、売却総額は……7億2600万円にとどまったという施設投売り問題は周知の通りである……②2003年の12月には雇用助成金の詐欺・誤支給が表面化しただけでも51億円にのぼり、しかも一部は暴力団の資金源になっていた問題が表面化した。……労働省所管のポリテクカレッジ岡山に15年間勤務し、これらの組織の内部問題を肌で感じていた。その私からみれば、これらの事件は起こって当たり前であり、起こらぬ方が不思議であった。」

事業団（現「機構」）が『岡短の事例』『親方日の丸』と本文に記述した体質と組織構造を持ち続ける限り、国家の教育・職業訓練助成金を含む雇用促進関連業務に携われば、その事業は問題だらけとなることを保証しておく。1999年・2000年に送付した『恐るべき労基法違反』（救済依頼文書）と『岡短の事例』が警鐘を鳴らしていたのに。

しかし、『岡短の事例』『親方日の丸』を読めば分かるように、「機構」の施設投売り類はもう終わったのではなく、更に膨大な予備軍が控えていることが分かるであろう。世間の批判をかわすためと権益への固執から無駄な事業からの撤退は小出しにしているからである。

1997年に「リゾートホテル、レジャーランド、結婚式場、コンサートホール、体育館……

から一部撤退したものの、残りのツケは2003年に出してくる。当然更に約6年おいて、別の無駄な投資で身動きとれなくなった分野の投売りを行うであろう。……その代表例が……で記述する多数の職業能力開発大学校群などである」（『岡短の事例・2004年版』）。

私が実際にこの目で約15年間見た実態である。2003年の施設の投売り問題は単なる後始末のごく一部の始まりにすぎず、氷山の一角の問題でしかないのである。

また教育は現象（教育現象）であるため、現象ならば法則が存在し、『岡短の事例』『親方日の丸』に記述した岡短に少しでも教育機関が類似すれば、同様の教育崩壊、学校崩壊、“税金の垂れ流し”の結果は逆効果ということが起こる。

実際に岡短に少しでも類似しかけた学校は、もはや高等教育機関よりも動物園に近い状態になり、この岡短ほどではないが、この種の学校・教育に関する記事も嫌というほどこの間目にした。教育には法則性がある限り、諸問題を科学的分析の下で未然に防ぐことが可能であるし、また防がねばならない。この過去送付した救済文書等には結果としてそうした法則性の指摘も含んでいたのがあったが。

◎マスコミ、政党関係者の場合には、『岡短の事例』『親方日の丸』は私のことのみならず、読まれることは大きな意味があると、主観抜きで、政治学の研究をし・教育に長年携わった者として保証する。

※（2016年6月追記）MK課長は、今まで、実名で記していたが、今回から略号とした。また、『親方日の丸』は2015年にKindleから、2016年にはKoboから上巻・下巻にわけて発売中・若しくは発売予定である。価格は百円である。

## 《◇—6・同封文書一覧》

①呼び掛け文＝この文書

②本文（救済依頼文）『恐るべき労基法違反・2010年改訂版（労働省所管のポリテクカレッジ岡山で私が受けた被害の救済依頼）』（2010年改訂）[本文146頁＋資料19枚]

③同封参考文書『親方日の丸』[143頁]

→③は原則として、一政党に一つとマスコミに一つ送付している。依って、①と②を同一政党内で、複数の議員に送付している場合には、同封していない場合もある。

★私への問い合わせは体調上やむなく新免議員経由にてお願い致します。

〒707-00xx 岡山県美作市△△△△：新免昌和（美作市議会議員）

※（2016年6月追記）新免議員の住所は、今まで、全て記していたが、今回は一部のみとした。また、電話番号も記載していたが、今回は悪戯電話を警戒して、電話番号などは省略した。

なお、過去の送付先は以下の通りである。（敬称略）

一九九九年版は、①内閣総理大臣・小渕恵三、②不破哲三、③土井たか子、④労働大臣、⑤労働省職業能力開発局長、⑥労働基準局長、⑦労働省職業能力開発局長、⑧雇用・能力開発機構理事長、⑨東京法律事務所・神田高弁護士、⑩美作町議会議員・（立会人）新免昌和、⑪朝日新聞、⑫日本共産党中央委員会、⑬その他として岡短、関学恩師後藤先生、主治医、友人、親戚関連などである。

二〇〇四年版は、①内閣総理大臣・小泉純一郎、②尾辻厚生労働大臣、③厚生労働省労働基準局、④独立行政法人雇用・能力開発機構、⑤武部自由民主党幹事長、⑥民主党菅直人（民主党代表ではなく菅直人にした理由は既述の如く奇妙な縁（市川房枝や理想選挙推進会など）の関係）、⑦神崎武法公明党代表、⑧日本共産党志位委員長、⑨朝日新聞大阪本社（最高責任者）、⑩著名

人として筑紫哲也、⑪後藤峯雄先生、⑫立会人・新免昌和議員、⑬親戚関係のMOである。

## 《◇—7・追記》

1998年7月雇用促進事業団本部への手紙送付後に、岡短から連絡があり、1998年後半に新免美作町議会議員（現・美作市議会議員）立ち合い下で同校副校長、MK課長と賠償交渉を行った。しかし、本文に見られる如く同校の誠意のない態度のため、体調は更に悪化し、以降は同校・「機構」と私の代理人（新免議員）とで交渉を進めるように通告したが、交渉は全く進展していない。

そこで今回の文書初版（1999年版）を1999年12月19日と2000年4月3日に、2004年改訂版は2004年9月に上記箇所へ送付した。文書を送付するや、逆に、監禁状態に置かれているとしか思えない状態となった。（\*注3）

全文を読めば分かるように、同校での事件は私のみならず、国税庁の大量脱税以上の問題を持っていた。労働省所管の学校であり、即ち労働省による（友人の労働基準監督官も驚いた）前代未聞の労基法大違反と不法行為に該当するからであり、そしてそれによる私の生死に関連した被害だからである。政治経済の教師もしていた者の目でみると、国政を揺るがす大事件と断言でき、次の事を強く要求するものである。

①労働省所管の岡短等の労基法違反や不法行為への厳しい調査、厚生労働省、「機構」等に対する、国会での国政調査権発動が必要と思われる。私個人の問題に矮小化される次元の問題ではない。

②②労基法の中でも形骸化した刑事罰の厳密な適用をさせるべく、厚生労働省への**総理大臣・国会議員**としての調査と指導（労基法蔓延の中で労基法5条違反の強制労働か監禁労働以外では、労基法に幾ら懲役刑があろうとも、微懲役刑ですら適用されたのは誰も見たことがないという異常な状態の改善）と、⑥（取締役などへの連座制を含む）強力な刑事罰を多数盛り込み・その適用を実効性のある形にした労基法改正を要求する。

③更に私の立会人と同校及び「機構」が誠意を持ち交渉するように、調査の上で、厳しく警告される事をお願いする。ちなみに、同校所管先の労働省・厚生労働省には6度手紙を送付したが返答は一切ない（今回7回目を送付）。

今回同封の文書を読んでいただいても分かるように、客観的にも、今回の私の被害は個人事ではない。加害者が労働省関連及び元労働省事務次官の下での犯罪であり、その犯罪の内容が労基法大違反とその他の不法行為であり、そしてその被害のために、私の人生が台無しにされ、私の生死に関わった大惨事だからである。

更に労基法違反が蔓延している世の中というより、労働省がその見本（労働省関連の職場で国際人権規約等の理念どころか労基法1条へのあからさまな挑戦）を示している現状をも、同封の文書で、私の被害を通して具体的に実証している。また、人の命と健康が時には外車を壊すより安いという日本の被害者救済問題等も御検討願いたい。私自身も死活問題であるが、客観的に個人の枠を超えた問題となっており、今回の文書を主要政党、主要マスコミ、知識人の一部に送付させていただいた。

当方は未だに、「岡短」の件となると病気がぶり返し、立会人や主治医にその都度相談及び報告しているが、病状上からも訴訟等は困難な状況に陥らされている。費用面での問題がなければ弁護士による代理訴訟を望む所であるが、現在は本文の如く不可能な状態にある。また、本文の如く法の世界のみならず、行政・政治の領域に関わる多くの問題を抱えている事から政府機関・主要政党・議員の一部に送付させていただいた。

※（2016年6月追記）MK課長は、今まで、実名で記していたが、今回は略号とした。

## 《◇—8・2010年解説》

小淵総理大臣に、2000年4月3日に書留で『恐るべき労基法違反（1999年版）』と手紙を送付したときには、送付したまさにその日の夜、小淵総理入院の臨時ニュースが流れ、同年4月5日には森総理誕生となった。偶然というには余りにも奇怪すぎた感じを受けた。後に筑紫哲也氏（早大先輩に該当）に手紙と文書を送付したときも、その数年後に、筑紫氏が癌を公表し、2008年に死亡となる。

この事も併せて、余りにも奇異で、映画かTVのドラマで起こる出来事に無理矢理つきあわされているのであろうかと、ふと思うような心境であった。勿論、それが事実ならば、世界を揺るがす大人権侵害と大被害であることは記すまでもない。

だが、そうした突拍子もない憶測の是非がどうであれ、（厚生）労働省所管の岡短で被害（労基法違反被害・不法行為被害・民法違反被害等）を受けた事は事実であり、私にとってはそれだけが明白な事実である。

また、映画説云々（うんぬん）を抜きにして、「事業団」には『岡短の事例』『親方日の丸』に記したように機能不全に関する一連の法則があった。一般的な人間ではなく、（親方日の丸）組織における人間の行動様式がパターン化し恒久化していた以上、政治学・社会学・経済学・教育学を含む社会科学の分析手法を駆使し、分析する必要がでてきた。何故ならば、私が受けた労基法違反を状況証拠的に実証できるからである。

同時に、岡短で私が受けた被害と岡短の機能不全状態が、類似組織に蔓延し始めたため、その分析と警鐘を鳴らすことは私の責務でもある。一例が拙著『親方日の丸』第6章社保庁問題などである。詳細は、拙著『同上書』を参照していただきたい。

因（ちな）みに、2007年前半ですら、政府は言うに及ばず、野党の一部ですらも年金問題などは実務問題が本質と言っていた。だが、私は実務問題ではなく、社保庁の構造問題に根があることを指摘し続けた。2007年後半からは、私の理論が正しかったことは明白となった。今や、社保庁の構造的欠陥が主要因と認知されたに等しい。「雇用・能力開発機構」分析も同様である。

なお、私が小淵・小泉両総理を含む関係各方面に送付した文書の中の一部が、政策の議題になった確率は偶然とは思えない頻度であった。後にこうした文書類を関係方面に送付しても、やはり原稿内容の幾つかが、送付した数か月後に政策に反映されたり・反映されなかったりした。

例えば特殊法人問題、「機構」が政府内でも大問題となる（「機構」理事長の長年続いてきた、労働省からの「天下り」慣行を排除するなど）、ポリテック・カレッジ群の学費等の値上げ圧力、私は職業能力開発大学校群問題は提起したが、ノーコメントとしていた方の職業能力開発総合大学校の廃止論（が2008年から話題となる）等々。「私の仕事館」廃止問題も然（しか）りである。なお、ポリテクカレッジ群のカリキュラム変更・学費値上げ等々は、私がこうした文書を送付した後のことである。

最後に、「機構」が過去遂行してきた職務を、（言わば機構の分かれ家である）独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に業務を委託しても、問題は解決しないであろう。同時に、能開大、総合大が今尚学生募集を続けている事を考えれば、膨大な施設の投売りが数年後にもはや予定されていると言ってもよいであろう。

（\*注3）最近、映画説を疑うようになってきたが、その場合に関して、私の見解を本文をまとめる形で簡潔に記す。

万一、映画説の場合には、

①即座に（私の身内であろうと、政府関係者であろうと、誰であろうと）関係者全員の逮捕、及び（雇用・能力開発機構、ポリテクカレッジ岡山の職員・学生？、また既に述べた”二重労働

の件” 関連加担者も含め) 末端の関与者に至るまで、刑事罰の適用、

- ②即座に映画か何かを中止させること、
- ③当然撮影フィルムなどの差押えと放映中止などの措置、
- ④その事実を私に全て告げることが不可欠である。

彼らは結果として、私にとって、ナチスのヒトラーに該当する人間群である。

《本文第3章第六節への2004年追記文から》万一、私の家族が映画類、若しくはその他のケースで、こうした犯罪に絡んでいたとしても、上記内容に変化は全くない。刑法旧200条尊属殺人の項目の例をだすまでもなく、尊属を始め身内が絡んだ場合には、その罪は重くなることはあっても軽くなることはないのである。

### 【2010年追記】

労働契約違反抗議や労働条件明示を何故要求しなかったか。

一部問い合わせたが回答が職員ごとに異なったり、問い合わせても回答無視されたり、問い合わせられると報復されたと思えないことが続出したりしたため、問合せは専任確約を破棄される危険という問題があった。

まして、裏金づくりに利用されていれば逆鱗（げきりん）に触れたであろう。更に、病気により適切な判断が不可能であったこともある。

詳細は第5章補節のみか本文の随所に記しているため参照していただきたい。労働基準監督署に行けなかった理由も同箇所等を参照していただきたい。勿論、非は労働条件明示違反も含めて、労基法違反した学校にあるが全てである。

### 【2016年6月追記】専任契約詐欺の目的は私のCM価値利用にあったことを疑う。

岡短・雇用能力開発機構は……今考えると、以下の理由で当初からの詐欺としか思えない。…岡短が私をだまして教壇に立たせたのは、私の金を貢がさせるのみならず、それとは比較にならない大きな計算があったと推定される。それは、事業団（後の「機構」）が世間の批判を浴び、レジャー産業から手を引き、教育産業に軸足を移すため、（全国に約三十校あった）能開大グループと総合大等労働省系大学校全体を成功させる必要があり、私をCMに利用するため、私に目をつけたのであろう。

私は、ひょっとすると『日本のフィクサー・ME』という原稿で記したような陰の力を持っているかもしれないのだから。実際、私が岡短の教壇に立った年は岡短の入学生は定員の七割程度であった。しかも、一般入試では全く集まらず、各種推薦ではほぼ全員を通して、定員割れであった。それが、私が岡短を辞職する九七年度には定員に対して150%もの水増し（合格ではなく）入学となっていた。そこで九七年度には、軌道に乗ったので私がいなくても大丈夫と読み、同時に私が同校にいれば、四年制に移行する直前で専任確約問題が浮上するため、私を辞めさす策動に入ったのであろう。……

拙著『旅に心を求めて一懐かしきの心』（出版順番待ち状態の文献）第1章第2節より抜粋。

次に、私のCM価値らしきものを『旅に心を求めて一不条理編・上』（Kindle、百円）の前書きより抜粋する。

ここでは、過去の旅を振り返った感想を記すだけとする。

一九八八年に石見銀山に行ったとき、観光客とは誰一人出会わず、おまけに銀山跡は電灯どころか整備もされていなかった。当然、銀山の中には入れなかった。その後、石見銀山に五度ほどいった。やがて二〇〇七年六月に世界遺産となった。

今回収録している野麦も同様である。一九八九年野麦峠道中で見た、白川・五箇山が世界遺産となった。私が一九八九年にこの辺りを自家用車で走ったときには観光客の姿はなかった。ただ、

珍しい家があるものだと、コンパクトカメラで写真を数枚撮っただけであった。こども、一九九五年一二月世界遺産となる。

また、二〇〇八年今回の原稿を出版社（小学館と集英社）へ送付した。書物の内容は世間に一部流出したが、残念ながら出版はされなかった。だが知人に何冊か贈呈したり、二〇一三年の中国の旅で知り合った人に送付したりしていた。そして、今回電子書籍で発売することにし、野麦再訪準備に入ると、本年（二〇一四年）四月に、『あ々野麦峠・第一部』のDVDが漸く発売され、続いて本年六月に富岡製紙工場が世界遺産となった。

『あ々野麦峠』のビデオについては、この映画は名作にも拘わらず、本年までDVDどころかビデオも作成されていなかった。第二部は発売されても第一部は手つかず状態にあった。

ただ、残念なことに、二〇一四年は『旅に心を求めて・不条理編（上）』後書きに記した理由で、野麦再訪は中止若しくは延期となった。

広島でも、宮島と平和公園が一九九六年十二月に世界遺産となった。広島については大きなテーマが三つ程度あり、それぞれ別の作品で紹介する予定でいる。それが、昨年・本年と広島へ行き続けている理由である。ともかく、私が構想している目的が実現したときに世界は大きく変わるであろう。そのくらいに大きなテーマを、広島・長崎だけでも幾つも抱えている。

長崎も再訪したいのであるが予算の関係で、今は広島だけとしている。もし、長崎にも行き続けられたならば、長崎も世界遺産になるのでは、と思うのは考えすぎであろうか。予算さえあれば、長崎にも行き続けるのであるが。（過去作品化した法隆寺・京都・奈良の解説は省く。高野山・姫路城の件も今は何も書かない。）

ちなみに、私と世界遺産が縁があるのかどうかは不明であるが、松代大本営跡は世界遺産までは無理でも、保存に一役買えたらと思い、尚更、野麦峠再訪を願っている。二〇一四年一月一二日記す。

上記との関連で、その後に行った Fieldwork の気になるもののみ記述する。二〇一四年四月に光市～萩～宮島の旅。すると、二〇一四年から世界遺産の話が持ち上がり、二〇一五年夏に萩が世界遺産となった。なお、二〇一四年夏の野麦再訪は熊問題で延期とし、二〇一五年五月に再訪した。そのときに松代大本営跡にも行ったが、かなりの客が来ていた。私が一九八九年六月に松代大本営跡を訪問したときはまだ一般公開前で、その翌年から一般公開を開始したそうである。二〇一三年夏広島・宮島、二〇一四年夏広島～岩国、二〇一五年夏広島・宮島～岩国、二〇一六年春にも岩国を訪問した。すると、ケリー国務長官とオバマ大統領が岩国から広島へ入るなど、二〇一六年に岩国も世界の脚光を浴びることになる。

なお、これらは商売での取引先（学校・企業など）にも該当していた。その内容は拙著『二〇一三年の真相』「第1章・MR・習近平、プリーズー中国への旅（中国会談全貌）」の「第1節・訳ありツアー」と「第3節・中国の旅」参照。（二〇一四年作成、後日かなり内容を変えて、フィクション部分をいれ、『日本のフィクサーME・パート2』[フィクション版]として出版予定）に記述している。

なお、如何なることがあれ、詐欺は犯罪であり、同時に、私が受けた被害は甚大かつ長期に及んだこ

とだけが事実である。詐欺とは、簡単に言えば、法学・経済学・英語などの一般教科では最初から専任は不可能と計算した上で、専任を餌に、私をだまして同校の教壇に立たせた疑惑である。この学校の教壇に立った当時、本文に記述している如く、非常勤講師では同校の教壇にたつことはなかったからである。そして、専任問題でややこしくなりかける時期から、私の放逐に入った疑惑である。これらは憶測であるが、論理的に余りに符号している。同時に、専任詐欺抜きでも、膨大な労基法違反・民法違反・各種不法行為の被害を長期受けたことも、本文に詳細に記述している如く事実である。

### (Ⅲ)付録 (同文書送付に当たって仲介していただいた、新免前市議会議員宛手紙の一部)

…… (中略) ……

以下、菅直人・伸子夫妻と機構への手紙の裏面に記載

#### (追伸)

◎連絡先を私宛にしようかとも考えましたが、以下二つの理由で、以前許可を取らせて頂きました新免議員のお言葉に甘え、新免議員宛とさせていただいております。

その理由は

(1)お金が絡む事のため、あり得ませんが、万一大きなお金が動いた時 (私の手元に入った時)、裏金とかやましいお金とか、恐喝したとか、その類の誤解を防ぐためです。

(2)相当病気は改善しておりますが、突如、関係者から電話などが直にありますと、自己の意思に反する言動・発言や、事実反することを自己意思に反して突如言わされることなどを恐れたためです。